

# 武器貿易条約（A T T）

令和7年1月  
軍縮会議日本政府代表部

## 武器貿易条約（A T T：Arms Trade Treaty）とは

- 通常兵器の国際貿易を規制する措置等について定める初の条約。武器の不正取引や流用の防止等が目的。
- 2013年4月2日、国連総会において採択。2014年12月24日発効。
- 我が国は、2013年6月3日の署名公開日に署名し、2014年5月9日に締結。
- 2025年1月現在、締約国・地域数は116（米国は2019年4月、署名撤回を発表。中国は2020年7月6日、加入。ロシア及び北朝鮮は未署名。）

## 条約の適用範囲

### ●規制対象となる武器

- ✓ 戦車
- ✓ 装甲戦闘車両
- ✓ 大口徑火砲システム
- ✓ 戦闘用航空機
- ✓ 攻撃ヘリコプター
- ✓ 軍艦
- ✓ ミサイル及びその発射装置
- ✓ 小型武器及び軽兵器



### ●規制対象となる行為

輸出、輸入、通過・積替え、仲介。  
(弾薬類及び部品・構成品は、輸出のみ規制対象)

## 締約国に求められる主要な措置

- 国際貿易を管理するための国内制度を整備する。
- 国連安保理決議や自国が当事国である国際協定に基づく義務等に違反する場合は、移転を許可しない。
- 平和及び安全に寄与し又はこれを損なう可能性、国際人道法・国際人権法の重大な違反等に使用される可能性について評価し、著しい危険性がある場合は、輸出を許可しない。
- 性別に基づく重大な暴力行為又は女性及び児童に対する重大な暴力行為またはその助長に使用される危険性を考慮する。
- 通常兵器の流用を防止するための措置をとる。
- 通常兵器の輸出に関する記録を保持・保存する。
- 条約の実施のためにとられた措置及び通常兵器の輸出入について、条約事務局に報告する。

## 我が国にとってのA T Tの重要性

- 2006年、我が国を含む7か国が共同（英国主導）で、A T Tについて国連の枠組みで議論を深めるための決議案を作成し、国連総会で圧倒的多数で採択。その後、同7カ国は2008年、2012年にも決議案を作成し採択。その後も条約成立に向けた交渉において、積極的な貢献を行った。
- 実際の紛争で多くの人命を毀損している小型武器を含む、通常兵器の非合法取引の規制及び非国家主体への拡散の予防は、テロ対策上重要。A T Tの着実な履行（武器移転の規制及び報告）促進は、国際の平和と安定に向けた大きな貢献。
- アジア地域においてA T T締約国を増加させ、非合法的な武器移転の規制を拡大することが我が国の安全保障環境の改善にも重要。
- 我が国は、第4回締約国会議議長国として、東京にて会議を開催（2018年8月20日～24日）。第10回締約国会議会期（2024年）において副議長及び透明性報告作業部会議長を務め、またA T T発効10周年記念特別セッションにおいても基調講演を行った。